

## 八王子市消費生活啓発推進委員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市消費生活啓発推進委員（以下、「委員」という。）について、八王子市消費生活条例及び八王子市消費生活条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(資格要件)

第2条 委員は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 消費者問題に関心を持ち、消費者啓発活動等に積極的に参加できること。
- (2) 八王子市内に住所を有し、満20歳以上であること。
- (3) 公序良俗に反しないこと。

(任期及び選考)

第3条 委員の任期は2年以内とし、再任は妨げない。

2 委員の選考については、別に定める。

3 委員は任期満了時に、確認書（第1号様式）を市長へ提出するものとし、再任にあたっては前項の選考を省略することができる。

4 任期途中で委員を辞退する場合は、委員は辞退届（第2号様式）を市長へ提出する。

(代表及び副代表)

第4条 委員の代表として、代表及び副代表を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 代表及び副代表の任期は原則1年とし、再任は妨げない。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理する。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、無給とする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。